

BRIGHT



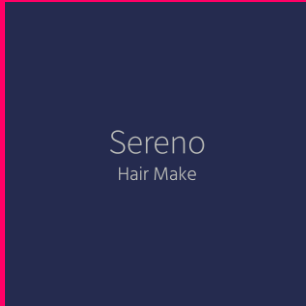
映像制作 向け

# 法務セミナー

2020.11.27

# セッション

## 開催にご協力いただいた企業様



株式会社Sereno 様



株式会社Gives 様



株式会社かんざし 様



All Decoration株式会社 様



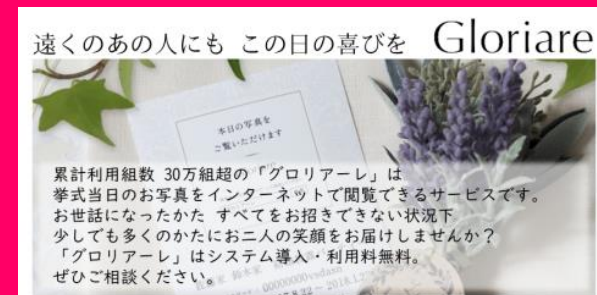
株式会社エクリュ 様



株式会社アツシュ 様



株式会社溯上ファインズ 様



株式会社フォトクリエイト 様



## セミナーを受講いただく上で

- ◆ **ご質問はQ&A機能をご利用ください。**  
(~15:50目安 前半終了時に回答)
- ◆ **収録映像は準備出来次第配信します。**
- ◆ **内容はすべて本日時点の情報によります。**
- ◆ **無断の転用・転載はご遠慮ください。**



BRIGHT



映像制作 向け

法務セミナー

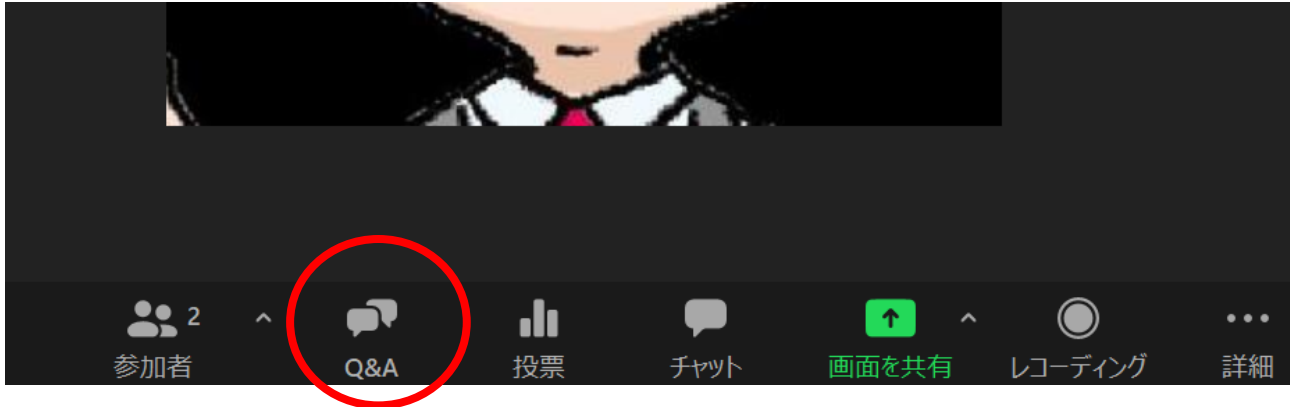
2020.11.27

セッション

# 質疑応答について

BRIGHT

①画面下部の「Q&A」をクリックしてください。



②ここに質問を入力して送ってください。

A screenshot of the Q&A input field. The text 'ようこそ' (Welcome) and 'ホストとパネリストに気軽に質問してください' (Please ask the host and panelists questions easily) is displayed at the top. Below this is a text input field with the placeholder text '質問をここに入力してください...' (Please enter your question here...). The input field is circled in red.

# 自己紹介



## ブライダル業界の守護神たれ。

- ★日本初の「ブライダル専門」の法律サービスとして2015年2月創業。
- ★弁護士、司法書士、行政書士、税理士等の士業ネットワークを構築。
- ★全国のホテル・式場やパートナー向けに商品・サービスを提供。  
「規約・契約書作成」「法人設立」「定期顧問」「営業ツール販売」
- ★2020年以降はオンラインでのサービス提供を本格化し、  
北は北海道、南は沖縄、東はハワイと幅広く活動中。

従前  
業界向けの  
情報発信

新企画  
業種別の  
情報発信



業種ごとにより細かなサポートをしたい！





# 本日の流れ

## 本日の流れ

### ◆第1部

映像制作事業者さんのための

「法律知識」徹底解説



### ◆第2部

豪華パネリストを招いての

映像制作事業者さんの為の特別セッション



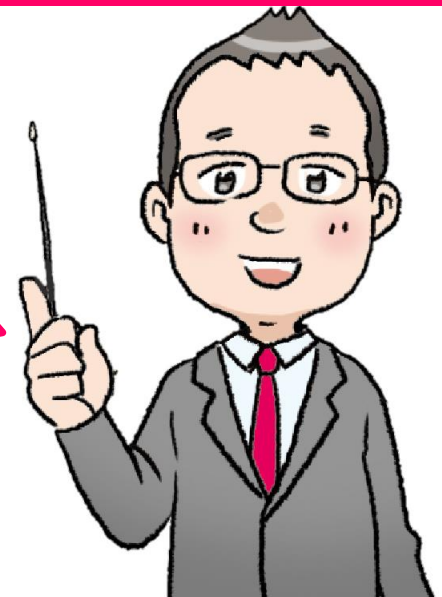
◆第1部

映像制作事業者さんのための

「法律知識」徹底解説

全国の映像関係者からBRIGHTに寄せられる  
**法律トラブル相談トップ3**

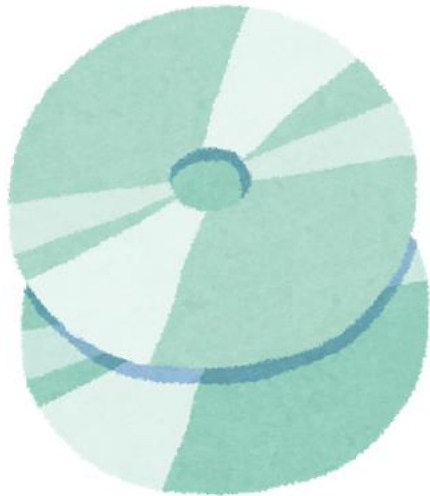
実はこんな相談が多いのです！  
初公開の情報です！



# 第1位

## オンラインも視野に入れた音楽著作権処理

ブライダル業界の中で  
最も法律に翻弄されてきた業種...



# 音楽著作権の最新情報を整理！

# 『音楽著作権＝複数権利の集合体』

JASRAC等 日本レコード協会

楽曲を一時的に  
利用する権利

演奏権

楽曲を媒体に  
固定する権利

複製権

複製権

ISUM

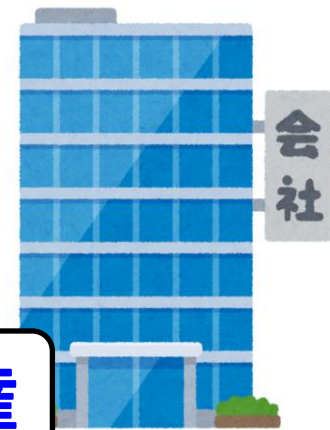
公衆送信権

送信可能化権

送信可能化権

作詞・作曲家

レコード会社



## 公衆送信権

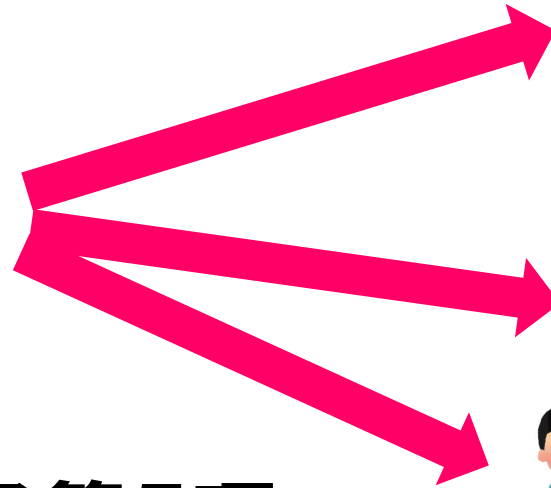
他人が自分の著作物を無断で  
**公衆に向けてインターネット等で**  
送信することに対して、「やめろ」  
または「お金を払え」と言える権利。



楽曲を作詞・作曲した人が  
保有しているよ！

**JASRAC or NexToneが管理**

# 参列者は「公衆」か？



**著作権法第2条第5項**

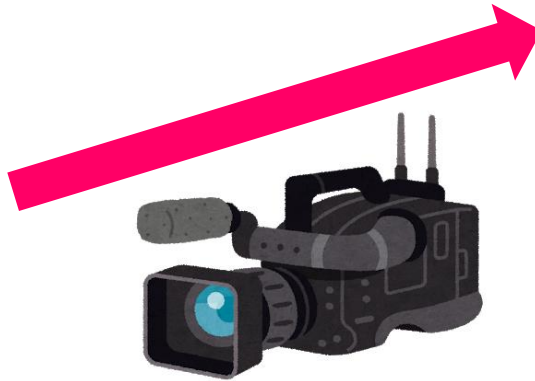
**「公衆とは、特定かつ多数の者を含む。」**

**⇒ 「不特定多数」に限らない。**

**特定した相手にのみ送信する場合でも**  
**「公衆送信」に該当する可能性が高い。**



# 配信先1名ではどうか？



配信先が1名の場合は「多数」ではないため「公衆送信」でないという理屈は立ちうる。

ただ、音楽事業者側は「婚礼事業者が複数の顧客に送信していること」を指して「公衆送信だ」という理屈を示している。

# 『音楽著作権＝複数権利の集合体』

JASRAC等 日本レコード協会

楽曲を一時的に  
利用する権利

演奏権

楽曲を媒体に  
固定する権利

複製権

複製権

ISUM

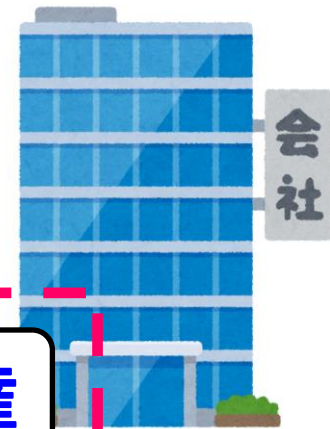
公衆送信権

送信可能化権

送信可能化権

作詞・作曲家

レコード会社



## 送信可能化権

他人が自分の著作物を無断でインターネット等で介して公衆に向けて送信できる状態にすることに対して、「やめろ」「お金を払え」と言える権利。

サーバー上に  
「ダウンロードできる状態」に  
アップロードすることに対して  
権利者の許諾が必要。



## 送信可能化権

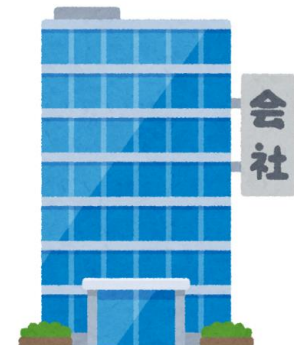
他人が自分の著作物を無断でインターネット等で介して公衆に向けて送信できる状態にすることに対して、「やめろ」「お金を払え」と言える権利。



JASRAC or NexToneが管理

日本レコード協会が  
窓口業務を開始

(2020.7.1～)



# 作詞・作曲者

## ① JASRAC

7/2に配信のための新ルールを  
発表し、運用が開始。



配信

- ① 上代金額の2% (曲数不問)
  - ② 1曲400円
- ⇒ ①か②のいずれか選択可能。

※上代金額は最低10万円 ※外国曲は別途加算あり。  
※追加負担で「複製権」や「演奏権」もあわせて許諾申請が可能。

申請の窓口はJASRAC本体。

# 作詞・作曲者

## ② NexTone



ホームページでは非公開も  
以下の料金体系が適用される。

配信

月額5,000円×著作物利用率

※著作物利用率とは、配信された楽曲のうちNexTone管理楽曲の比率を指す。例)10曲中3曲であれば「 $\times 30\% = 1,500$ 円」。

暫定

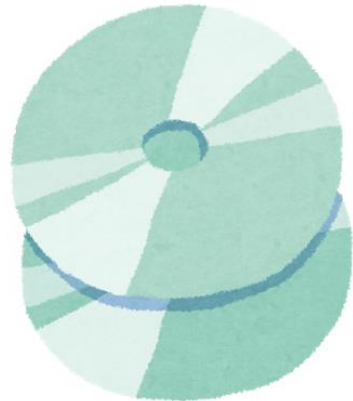
1曲400円(当面の間の暫定金額)

申請の窓口はNexTone本体。

# 作詞・作曲者 ～許諾不要の例外①



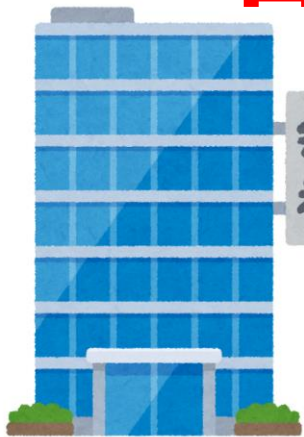
没後70年を経ると  
著作権は消滅するため、  
ベートーヴェンやモーツァルトなど  
**クラシック楽曲**は許諾申請不要。



配信についての権利が放棄された  
**フリー楽曲**であれば  
配信に際して許諾申請不要。

# レコード会社

## 日本レコード協会



配信についての大きな壁があったが最近変更された。

従前

- ① 1 参列者に1アカウント
- ② 独自サーバーでの送信限定

料金

1アカウント／1曲3,000円  
3アカウント／5曲7,500円

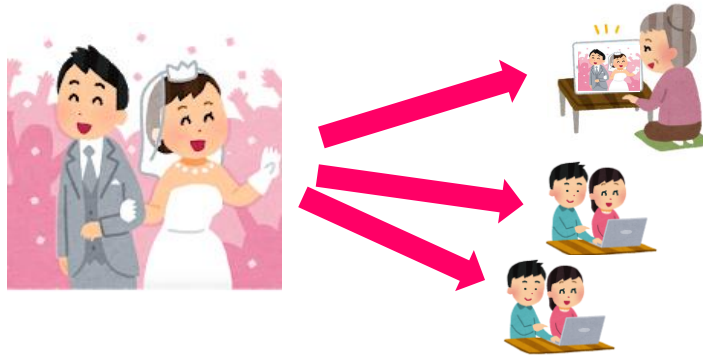
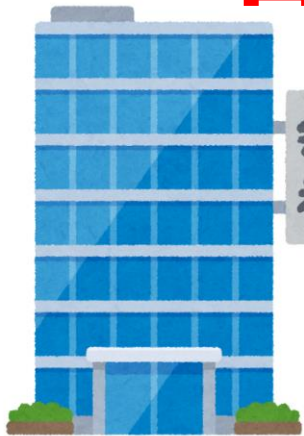
※すべての楽曲が日本レコード協会で申請できるわけではない。



# レコード会社

## 日本レコード協会

従前のルールでは事実上  
配信は極めて困難であった。

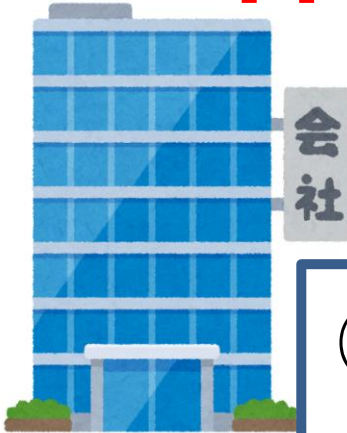


- ★ 30名に5曲配信しただけで75,000円！
- ★ YoutubeやZoomでの配信は不可！

# レコード会社

## 日本レコード協会(新ルール)

最近この件についての運用が  
**劇的に緩和**された。(生配信限定)

- 
- ① 1参列者に1アカウント  
⇒ 1アカウントで複数アクセス可
  - ② 独自サーバーでの送信限定  
⇒ Zoomでの配信が可能に。

※Youtubeは著作権管理プログラムにより市販CD音源が配信されると自動的に遮断される仕組みになっていて生配信には不向きにつき、許諾は出さない方針とのこと。

※2020年11月26日電話ヒアリングによる回答。WEB情報なし。

# レコード会社

## 日本レコード協会(新ルール)



残された課題は、この窓口で  
申請できる楽曲の数。

現時点ではISUM登録楽曲の  
50%程度は対応ができる。

※9月25日と11月26日電話ヒアリングによる回答。WEB情報なし。

日本レコード協会が窓口となれない楽曲は、  
権利者へ個別に許諾を申請するしかない。

# レコード会社 ～許諾不要の例外②



**生演奏・生歌唱**であれば  
レコード会社は関係しないため  
作詞・作曲者の許諾さえ得れば  
自由に配信が可能。

**【クラシック楽曲】を【生演奏・生歌唱】**  
という組み合わせは**一切の許諾申請が不要。**  
**【挙式の生配信】**は該当する可能性が高い。

※クラシック楽曲でも日本語の訳詞がついている場合は訳詞者の権利に注意。

## 許諾不要の例外③

### 【重要】10/1より「写り込み」の例外が配信にも拡大

著作権法の改正により、2020年10月1日より「写り込み」の例外が配信に関しても適用されることになった。  
これにより配信に関する使用料の算定がしやすくなった。

ウェルカム

挙式入場

聖歌隊斉唱

挙式退場

披露宴待合

披露宴入場

プロフィール

乾杯

ケーキ入刀

中座退場

中座入場

余興

花嫁の手紙

披露宴退場

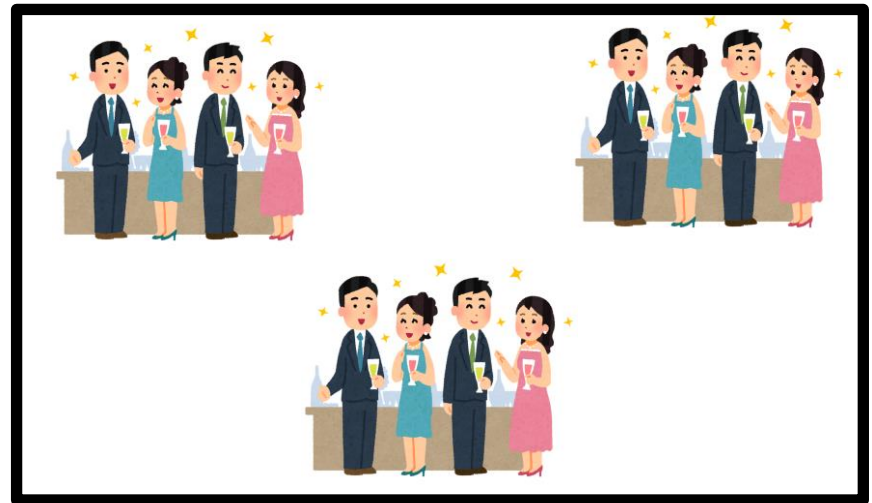
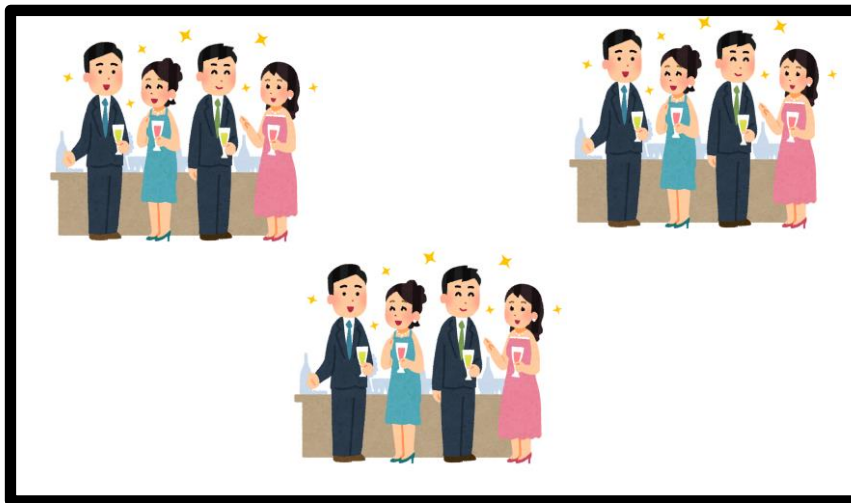
エンドロール

歓談・インタビュー収録

## 許諾不要の例外④

**Q** 同じ建物内の別会場に同時配信するのは「配信」の許諾が必要なのか？

**A** 不要です。著作権法第2条第1項第7号で「配信」の例外とされています。



## ◇ まとめ ◇

- ◆ 「**音楽著作権**」は依然として結婚式に関して重要なテーマであり続けている。
- ◆ 一時注目された「**オンライン結婚式**」だが**さほど劇的な拡大は見せていない**。
- ◆ ただ今後は**少人数の「オンライン参列」という参列形態が定着する可能性はあり、予めの準備は必要と考える**。

## 第2位 「会場」との取引における諸問題

\* \* \* \* \* ! ! !



そう言われましても・・・。



# 「婚礼中止」その時の補償は？



## 発注主

- ホテル・式場
- × 新郎新婦



中止です！

来年に延期です！



打ち合わせまで  
済んでるけど……。  
どうなるの？

立場上会場さんに強く言えないジレンマ！

そんな映像事業者さんに・・・

下請法って  
知ってます？





いじめられて  
ないかな？



**発注主** **下請事業者**

**資本金**  
**1千万円超**

**資本金**  
**1千万円以下**  
**※個人事業主は全員該当**

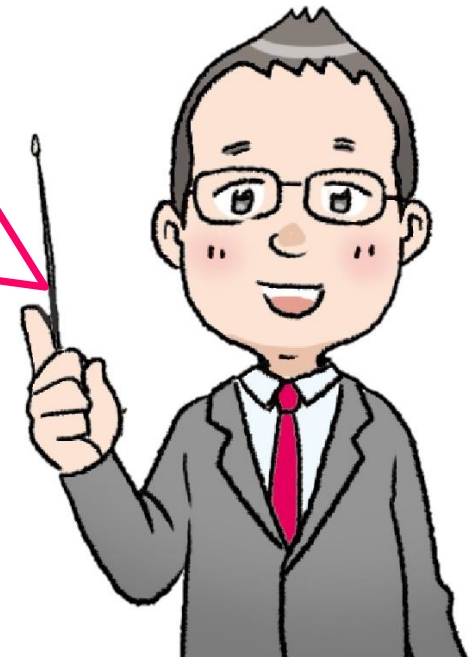
## 禁止事項(一部抜粋)

- ① 受領拒否の禁止
- ② 下請代金の支払い遅延の禁止
- ③ 下請代金の減額の禁止
- ④ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑤ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑥ 買ったたきの禁止
- ⑦ 購入・利用強制の禁止
- ⑧ 報復措置の禁止

実は「解約料」について  
明確に定めてないんです。



これを機に是非設定しましょう！  
ただ「映像制作」は業界でも珍しい  
特殊な「解約料」の検討が必要です！



# 婚礼における映像商品の特徴

**パターン①** プロフィール映像等「事前納品」

**パターン②** エンドロール等「当日納品」

**パターン③** 記録用映像等「後日納品」

これらの特徴を踏まえた  
解約料設定が実は必要！



◆ブライダル業界の隠れた「落とし穴」

# 商品別「納品時期」の違い



契約

施行

後日

パターン①

本来は納品日基準★

←ほぼここを  
起点に算出

パターン②

★ OK

パターン③

★

実は3種類の「解約料」設定が必要！

## ◆ブライダル映像商品の隠れた「落とし穴」

**商品別「納品時期」の違い****『事前納品』商品の解約料(例)**

事前打ち合わせ～作成着手  
作成着手～**納品日の前日**  
**納品日以降の解約**

下代の●%  
下代の●%  
下代の100%

**『当日納品』商品の解約料(例)**

事前打ち合わせ～婚礼当日の●日前  
婚礼当日の●日前～**婚礼日の前日**  
**婚礼日での解約**

下代の●%  
下代の●%  
下代の100%

**『事後納品』商品の解約料(例)**

事前打ち合わせ～**婚礼日の前日**  
**婚礼日当日(撮影日)～納品日の前日**  
**納品日以降の解約**

下代の●%  
下代の●%  
下代の100%

## POINT

- ◆ 自然災害やコロナ禍による中止・延期は会場のせいではない。
- ◆ 一方で下請法に抵触すると「会場自身が」困ってしまう。
- ◆ 会場との間で適法・適正な「解約料」の設定をしておく好機。
- ◆ 映像制作の実態に即した3種類の「解約料」の設定を！

## コロナ後の回復傾向が見られ始めた今こそ・・・

今後もコロナや台風発生時に  
きちんとサービスを提供できるように、  
また会場にご迷惑をおかけしないように、  
新しい取り決めをご提案したいのですが。



会場も喜ぶ内容を含めた  
契約書を提案して  
「次」に備えては？





## 第3位 オンライン配信中の事故の責任問題

★【オンライン結婚式】中に通信障害が発生した場合の責任問題はどうか？

**法律の原則＝過失責任主義**

「事業者には責任がない場合の『通信障害』については法的責任を負わない」旨を明記し、予めお客様から同意を得ておく必要がある。



BRIGHT



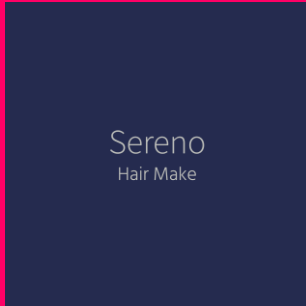
映像制作 向け

# 法務セミナー

2020.11.27

# セッション

## 開催にご協力いただいた企業様



株式会社Sereno 様



株式会社Gives 様



株式会社かんざし 様



All Decoration株式会社 様



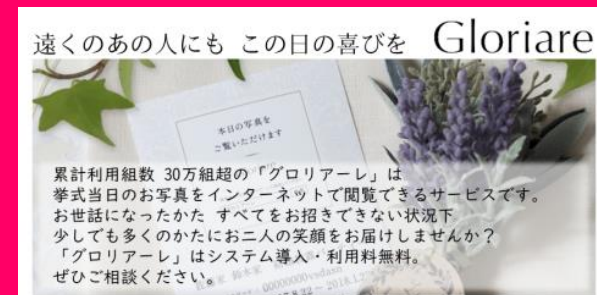
株式会社エクリュ 様



株式会社アツシュ 様



株式会社 測上ファイナズ 様



株式会社フォトクリエイト 様

今後より良い講座を皆さまへお届けしていくため  
アンケートにご協力をお願いします。



書面テンプレートの販売を行なっております。  
サンプルもございますので、ぜひご覧ください。



<https://bright-law.wixsite.com/with-bright-web/shomen>

BRIGHT



映像制作 向け

法務セミナー

2020.11.27

セッション